破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８９号
福島市岡部字大下５番地　雇用促進住宅２号棟106
債務者　田中千代美
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第５９号
石川県小松市白山田町ヌ312番地
債務者　守山　武志
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第６８号
石川県加賀市山代温泉ル57番地１　朱竹荘11号室、従前の住所石川県加賀市中島町１の10番地４
債務者　工藤　隆行
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第４７号
長野県岡谷市川岸東１丁目４番24号
債務者　山田　芳美（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第６３号
長野県下伊那郡高森町下市田1049番地１
債務者　岩下　　智
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第１２１１号
名古屋市西区城西４丁目３番27号、従前の住所愛知県北名古屋市西之保青野東94番地　オランジェリーアオノ２Ｅ
債務者　岡本　浩輔
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５５号
大分市大字政所2333番地の２（Ａ・Ｍ・Ｕ・Ｓ・Ｙアゼツ２－204）
債務者　前田幸一郎
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６５号
大分市萩原３丁目９番25号（パークビュー・ハギワラ302）
債務者　薬師寺　希
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２８９号
大分県別府市大字鶴見字中山田1026番地10　指定障害者支援施設にじ、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見1676番地の６
債務者　永江　准司
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９５号
大分県別府市大字鶴見3874番地の１　ひまわりマンション201号
債務者　一政久仁子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５８号
沖縄県那覇市首里久場川町１丁目96番地１　カーサ城北303
債務者　玉元　正人
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２６０号
沖縄県那覇市字天久794番地８　Ｔ　ｓｔａｇｅ　１　601
債務者　下地　初美（旧姓幸地）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５７号
山口県周南市城ヶ丘３丁目10番市営周南第４住宅12棟303号
債務者　松岡　健治（旧姓野間）
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第６４号
山口県周南市野村２丁目１番17号、前住所広島市安佐南区川内３丁目８番４号
債務者　福吉　弘美
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１１２３号
愛知県知多郡阿久比町宮津２丁目75番地　プランドール201号
債務者　佐藤　万理
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１７０号
名古屋市港区東蟹田105番地　パストラーレ弐番館101号、従前の住所名古屋市南区豊２丁目36番３号　ＡＲＩＥＳＩＯ　Ａ－105号
債務者　原　　将司
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部